

広島県立図書館管理運営規則（昭和六十三年広島県教育委員会規則第七号）第三条第一項
第三号の規定によって、広島県立図書館を次のとおり休館する。

平成三十年一月四日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

一 休館の期間

平成三十年二月二十日（火）から三月二日（金）まで

二 休館の理由

特別整理のため